



主な改正点についてのお知らせ



平成29年度 住民税(特別区民税・都民税)について

給与所得の計算方法の見直し

給与所得は、給与収入の額から、一定の計算に基づいて算出された給与所得控除額を差し引いて計算します。給与所得控除の上限額について、表のとおり変更されます。

表 給与所得控除の見直しに係る一覧

区分	現行 (平成26~28年度)	平成29年度	平成30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族(以下「国外居住親族」という)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除の適用を受ける場合は、その国外居住親族に係る「親族関係書類(※1)」および「送金関係書類(※2)」の提出または提示をすることとされました。これに加え、住民税の申告に際しては、障害者控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても、一定の場合には提出または提示が必要になります。

※1 「親族関係書類」とは、次の(1)または(2)のいずれかの書類で、国外居住親族が納税義務者の親族であることを証するものをいいます。

(1) 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券(パスポート)の写し

(2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等

※2 「送金関係書類」とは、納税義務者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。例えば、次のような書類が該当します。

(1) 外国送金依頼書の控え

(2) クレジットカードの利用明細書

金融証券税制の見直し

平成28年1月1日から、国債や地方債等が「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分され、譲渡益について課税されるようになりました。また、「上場株式等」と「特定公社債等」は損益通算ができるようになりましたが、「上場株式等」と「一般株式等(旧非上場株式等)」との損益通算はできなくなりました。

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9

軽自動車税の 税率について

グリーン化特例の延長

軽自動車を新規登録した場合に、その燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽減する特例が延長されました。



平成29年度は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に新車登録された車両が対象となります。

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2586~91

セルフメディケーション税制について

平成30年度の
住民税から適用



セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防として一定の取り組み(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8,000円を超える場合には、8万8,000円)について、その年分の総所得金額等から控除します。

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか

※2 要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)

対象となる医薬品の薬効の例

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

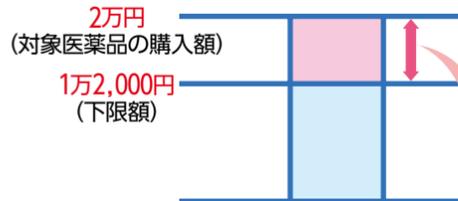
※ただし、上記薬効の医薬品の全てが対象になるわけではありません。

注意点

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

本制度を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の人が、対象医薬品を年間2万円購入した場合
(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



- 8,000円が課税所得から控除される

(対象医薬品の購入金額: 2万円-下限額: 1万2,000円=8,000円)

- 減税額

●所得税: 1,634円の減税効果
(控除額: 8,000円 × 所得税率(※): 20.42% = 1,634円)

※所得税率は課税所得によって異なります。

●個人住民税: 800円の減税効果
(控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9

知って納得 住民税

区では、区民の皆さんが安全で安心な生活ができるよう、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

住民税(特別区民税・都民税)の概要

住民税とは

住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があり、個人住民税は区で、法人住民税は港都税事務所で扱っています。

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、これらは合わせて区で賦課・徴収しています。

住民税の構成

特別区民税、都民税はそれぞれ「均等割」と「所得割」から成り立っています。この均等割と所得割の額を足したものが1年間の税金の額(年税額)になります。

均等割…区内に住所のある人や、区内に住所がなくても事務所・事業所・家屋敷のある人が一律に負担する税額

※特別区民税は3,500円、都民税は1,500円です。

所得割…前年の所得等に応じて計算された税額

特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。

所得の種類によって税率が異なる場合があります。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、臨時的な税制上の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、特別区民税および都民税の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

<住民税のイメージ>



住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1月から12月までの所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所のある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人	○	-

住民税がかからない人

所得割も均等割もかからない人(住民税非課税)

- (1)平成29年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2)平成29年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- (3)前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
 - ①扶養親族がいない人 35万円
 - ②扶養親族がいる人 35万円×(控除対象配偶者と扶養(年少扶養含む)の人数+1)+21万円

所得割がかからない人(所得割非課税)

- 前年中の総所得金額等が次の金額以下の人
 - ①扶養親族がいない人 35万円
 - ②扶養親族がいる人 35万円×(控除対象配偶者と扶養(年少扶養含む)の人数+1)+32万円

税金のかからない給与収入の限度額

給与所得者(パート等含む)で1年間の給与収入の合計が103万円までの場合は所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もかかりません。

給与収入等(年収)	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超~103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

申告から納税までの流れ

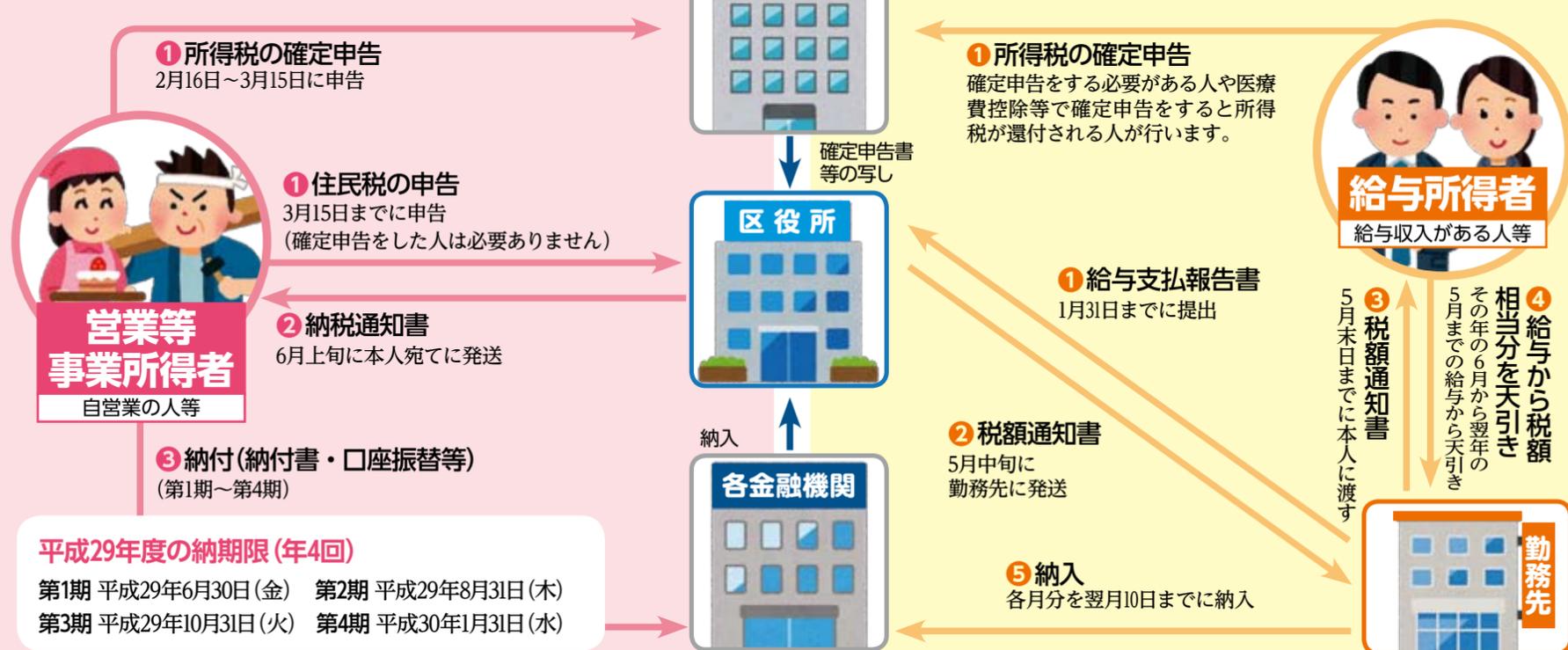
問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9

普通徴収(個人で納める方法)

自営業の人や、住民税を給与や年金から天引きされない人には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月上旬に税務課からご自宅へ郵送します。

給与特別徴収(給与天引きで納める方法)

給与から天引きされる人には、住民税の「税額通知書」を5月中旬に税務課から勤務先へ郵送します。勤務先から「税額通知書」を受け取ります。

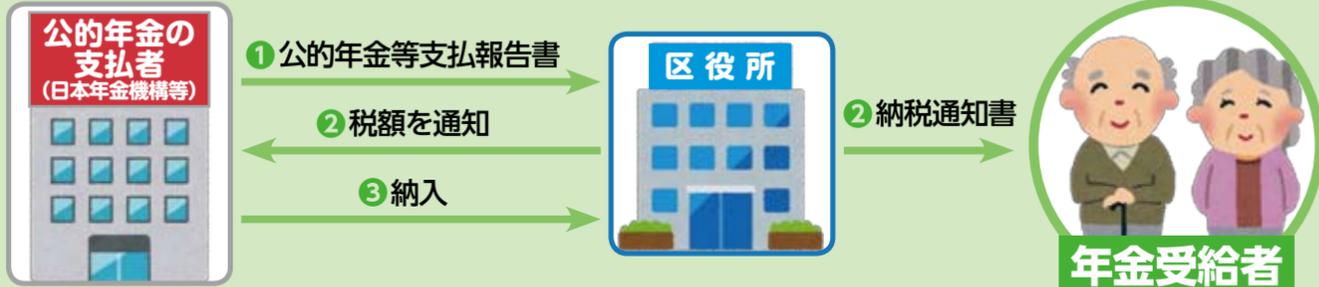


平成29年度の納期限(年4回)

第1期 平成29年6月30日(金) 第2期 平成29年8月31日(木)
第3期 平成29年10月31日(火) 第4期 平成30年1月31日(水)

年金特別徴収(年金天引きで納める方法)

一定の要件に該当する年金受給者については、年金から住民税が天引きされます。住民税の「納税通知書」を6月上旬に税務課からご自宅へ郵送します。

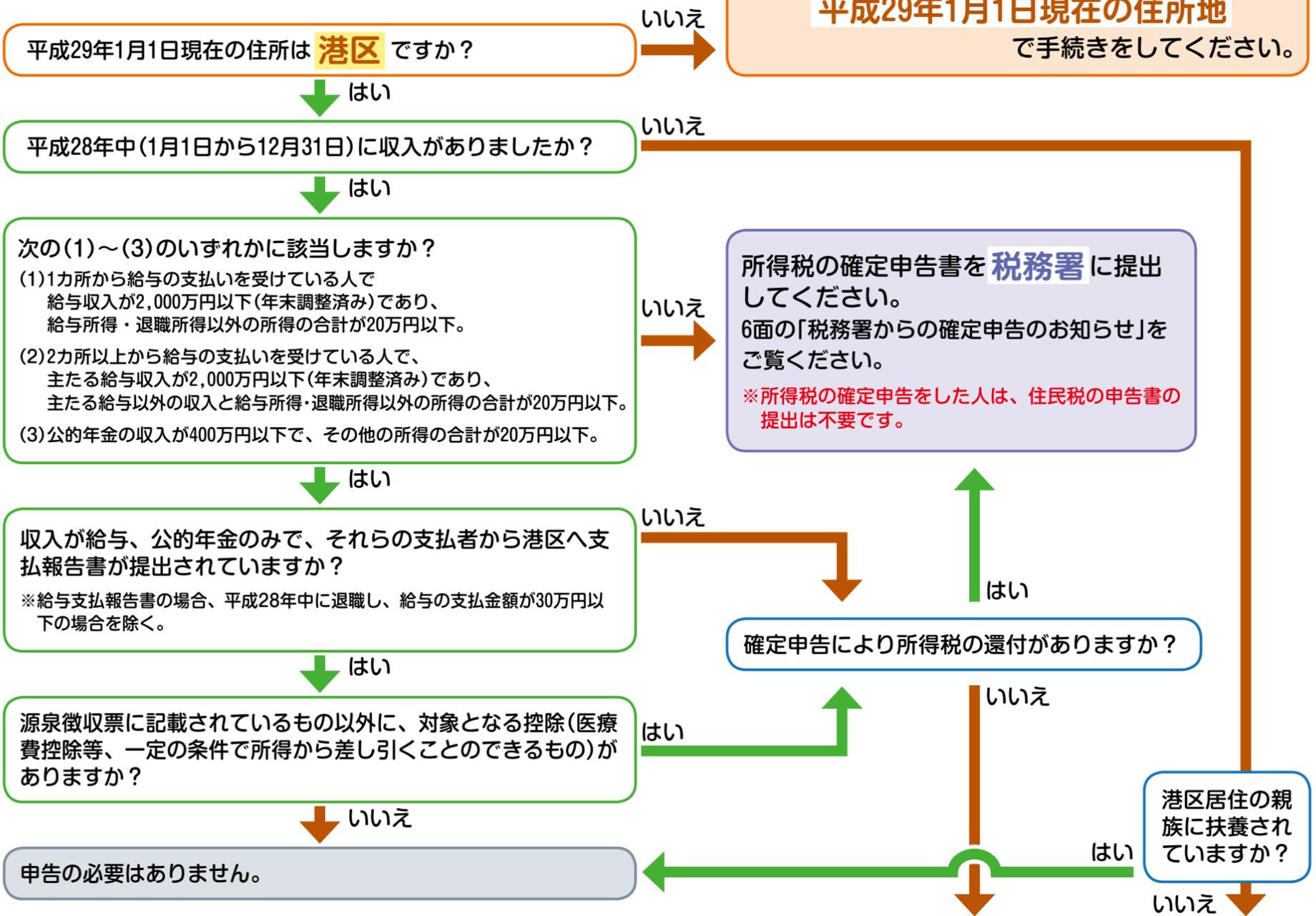


税の申告はお早めに

住民税は、区が税額を計算し、これを皆さんに通知して納税していただくことになっています。
このため、区が適正な課税を行うには、皆さんから正しく所得の申告をしていただくことが必要になります。

～住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出期限は**3月15日(水)**です～

ご自身に必要な申告について確認しましょう



こんな場合はどうするの？ 申告のQ&A

Q1 ふるさと納税をしたのですが、申告の方法は？

A1 確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内である等、一定の条件下であれば確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられます(ワンストップ特例)。ただし、控除を受けるためには、寄附をするごとに寄附先に「申告特例申請書」を提出しておく必要があります。

※確定申告をする人は、**申告書第二表の「住民税に関する事項」**の寄附金税額控除欄にも、寄附額を必ず記入してください。

Q2 平成28年3月に会社を退職し、その後3カ所でアルバイトをしました。医療費がかかったので所得税の還付を受けたいのですが、どのように申告すればよいですか？

A2 税の申告は、1月～12月の1年間の収入が対象になるので、申告をする際は20万円以下の所得についても申告しなければなりません。アルバイト先を含めて全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票」を用意し、医療費の領収書とともに、税務署で所得税の確定申告をしてください。

※税務署で所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は不要です。

Q3 収入がなくても住民税の申告書を提出するのですか？

A3 収入のない人も、住民税の申告書第2面「③収入がなかった人の記入欄」に記入して、申告してください。

※住民税の課税状況は国民健康保険料や介護保険料の計算、児童扶養手当等、各種手当の審査の際に使用します。申告書の提出がないと、保険料が高く算定されることがあります。

住民税(特別区民税・都民税)の申告書を区役所または各総合支所に提出してください

住民税の申告が必要と思われる一定の人には、申告書を2月1日に郵送しています。同封の「申告の手びき」を参考に必要な書類を用意して記入し、返信用封筒で郵送するか、次の提出先に提出してください。

平成28年中に転入した人等には、申告書を郵送していません。申告書が必要な人には、次の窓口で2月1日から配布しています。

提出先

〒105-8511 芝公園1-5-25 税務課課税係(区役所2階)

各総合支所 区民課窓口サービス係

芝地区	〒105-8511	芝公園1-5-25	☎3578-3141
麻布地区	〒106-8515	六本木5-16-45	☎5114-8821
赤坂地区	〒107-8516	赤坂4-18-13	☎5413-7012
高輪地区	〒108-8581	高輪1-16-25	☎5421-7612
芝浦港南地区	〒105-8516	芝浦1-16-1	☎6400-0021
台場分室	〒135-0091	台場1-5-1	☎5500-2351

問い合わせ

税務課課税係

☎3578-2593～8、2600～9

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

納税インフォメーション

口座振替のご案内

住民税(普通徴収)の納税を便利な口座からの自動引き落としにしませんか?

- 銀行やコンビニに行かなくても納税できます。
- 「ついうっかり」の納付忘れがなくなります。

お手続き方法

- ①申込書をご準備ください(税務課(区役所2階)・各総合支所にあります。また、税務課税務係にご連絡をいただければ郵送します)。
- ②通帳を確認しながら、口座情報等の必要事項を明記の上、押印をしてください。
- ③各期振替か一括振替かをご選択ください。
各期振替:納期限ごとに引き落とされます。
一括振替:第1期の納期限に年税額が一括して引き落とされます。
- ④申込書を金融機関の窓口にご提出ください。
⇒金融機関が口座内容や届出印等の審査・承認を行い、承認された申込書が区役所へ送付されて登録が完了します。
※金融機関の審査から区役所へ送付されるまでに約1カ月かかりますので、お早めにお手続きください(平成29年度の第1期から引き落とし希望の場合は、平成29年4月末までに手続きをお願いします)。

便利な納税方法のご案内

24時間365日いつでも
～コンビニ納付～
コンビニエンスストアを
利用した納付制度

- 現金と納付書を持ってコンビニへ
- レジでお支払い
- 領収書とレシートの受け取り

いつでもどこでも
～モバイルレジ～
スマホや携帯電話を
利用した納付制度

- インターネットバンキングの利用
手続き
- アプリをダウンロード(初回のみ)
- アプリを立ち上げお支払い

※納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税で利用が可能です。

納税管理人について

区内に住所等を持たなくなった人(特に海外へ転出される場合等)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告または申請する義務があります。転出する場合は税務課税務係へお問い合わせください。

課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額がないことを証明するものです。納税証明書は、課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には3つの方法があります。

窓口申請

必要なもの

本人	・印鑑 ・本人確認できるもの※1
代理人	・印鑑(代理人のもの) ・代理人の本人確認できるもの※1 ・委任状(本人が署名押印したもの)

※1 官公署発行の運転免許証、健康保険証、パスポート等で顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

交付手数料 1通300円

※使用目的により無料になる場合があります。

発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)、台場分室 ☎欄外参照

郵送申請(本人のみ)

必要なもの

- (1)申請書(港区ホームページからダウンロードできます)
- (2)使用目的により有料の場合1通300円分の定額小為替
- (3)返信用封筒
- (4)本人確認できるもの(※1の写し)

コンビニ交付

必要なもの

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

※各カードについて詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係へ(台場分室は除く)。 ☎3面参照

発行手数料 1通200円

※使用目的により、無料交付できるものでも有料扱いになります。

利用時間 午前6時30分～午後11時

※年末年始およびメンテナンス時を除く。

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2586～91

納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談をいつでも受け付けています。

一定の要件を満たしている場合には、分割納付や徴収の猶予(原則1年以内)あるいは延滞金の減免対象となることがあります。

納税が遅れると延滞金がかかります

納付忘れ等により納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、高い利率の延滞金が課せられます。

平成29年の場合:年率換算

- 納期限の翌日から1カ月を経過する日まで:2.7パーセント
- 納期限の翌日から1カ月を経過した日以後:9.0パーセント

※国内の金利情勢により毎年変動します

滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を越えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等の財産の差し押さえを行っています。

財産を差し押さえても完納にならない場合には、差し押さえた財産の公売を行い、滞納している税金に充当します。

問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当

☎3578-2615～33

納税環境の整備について

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予ができるようになりました。

徴収の猶予

次の理由により住民税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- 財産について災害を受け、または盗難にあったとき
- 納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- 事業を廃止、または休止したとき
- 事業について著しい損失を受けたとき 等

換価の猶予

納税について誠実な意思を有する人が、住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

軽自動車税について

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、軽三輪、軽四輪以上等の軽自動車に対する税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納付する人 4月1日現在、軽自動車等を所有している人
納付額(税率) 表1～表3のとおり

納付時期 税務課から送付される納税通知書で、納期限までに納付します(軽自動車税の納期は原則として毎年5月中です)。

所有しなくなったら 廃車・譲渡・盗難・出国等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れると、平成29年度も課税されることがありますのでご注意ください。

手続き場所

- 排気量125ccまでの原動機付自転車
各総合支所区民課窓口サービス係(3面参照)
- 排気量125ccを超える二輪車
東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)
☎050-5540-2030
- 排気量660ccまでの軽三輪・軽四輪車
軽自動車検査協会(港南3-3-7) ☎050-3816-3100

軽自動車税の減免

身体障害者手帳や、愛の手帳をお持ちの人等(同一生計者を含む)は、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、税務課税務係にお問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等あわせて1台のみです。

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

税率

表1 原動機付自転車等

車両の種別	区分	税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下、または0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下、または0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	90cc超125cc以下、または0.8kwを超え1kw以下	2,400円
ミニカー	20cc超50cc以下、または0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕用最高速度35km/h未満	2,400円
	その他最高速度15km/h以下	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
雪上車		3,600円

表2 三輪以上の軽自動車

車両の種別	標準税率	旧税率		重課税率	
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両		
軽三輪	3,900円	3,100円	4,600円	最初の新規検査を受けてから13年を経過したもの(※)	
軽四輪	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円
	乗用	自家用	1万800円	7,200円	1万2,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円

※平成29年度に重課税率が適用される車両は、平成16年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両です。

表3 軽自動車税のグリーン化(環境配慮型税制)

地球環境を保護する観点から、排ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車に対して、1年度分限り軽自動車税を軽減します。平成29年度は、平成28年4月1日～平成29年3月31日に新車登録された車両が適用されます。

車両の種類	電気自動車・天然自動車 ポスト新長期規制からNOx10%低減	ガソリン車・ハイブリッド車で平成17年排ガス基準75%低減車に限る					
		平成32年度燃費基準+20%達成車	平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車		
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽三輪	1,000円	-	-	2,000円	3,000円		
軽四輪	貨物	自家用	1,300円	-	-	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	-	-	1,900円	2,900円
	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	-	-
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	-	-

特別区たばこ税について

特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者等が区内の小売店に売り渡したたばこの本数に基づき、申告および納税するものです。

たばこの販売価格には、特別区たばこ税をはじめ、さまざまな税金が

含まれており、納税自体は卸売販売業者等が行いますが、実際に税金を負担しているのは、たばこを購入している消費者です。

平成27年度における港区の特別区たばこ税収入は約64億円で、特別区税収入全体の9.0パーセントを占め

特別区税収入に占める特別区たばこ税収入の割合



ています(図のとおり)。

税率

特別区たばこ税の税率は、次のとおりです。

- 旧3級品以外:1,000本あたり5,262円
- 旧3級品(※1):1,000本あたり2,925円(※2)

※1 旧3級品とは、次の銘柄を示し、その他の銘柄が旧3級品以外に該当します。「わかば」「エコ

ー」「しんせい」「うるま」「バイオレット」「ゴールデンバット(ボックスを除く)」

※2 旧3級品はこれまで特例税率が適用されてきましたが、地方税法の改正により、平成28年4月から表4のとおり段階的に税率が引き上げられ、平成31年4月に特例税率が廃止(旧3級品以外と同様の税率が適用)されます。

表4 旧3級品1,000本あたりの税率

平成28年4月～	平成29年4月～	平成30年4月～	平成31年4月～
2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

個人住民税(特別区民税・都民税)に関する事業主の皆さんへ

特別徴収の推進について

都および都内全62区市町村では、納税者の利便性向上を図るため、給与所得における特別徴収を推進しており、平成29年度から原則として、全ての事業主に特別徴収義務者の指定を実施します。

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。法令の規定により、給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある事業所は、特別徴収することが原則とされています。



個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9

都税事務所からのお知らせ

個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(水)までに前年中の事業の所得等を、港都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に必要事項を明記してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をしなければなりません。

問い合わせ

東京都港都税事務所個人事業税班
〒106-8560 麻布台3-5-6 ☎5549-3805(直通)

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。



税務署からの確定申告のお知らせ

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者等のマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者等の本人確認書類は不要です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】

- 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 等

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません!



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)
をご覧ください。

申告書は自分で作成&提出はお早めに

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が作成できます。

①印刷して郵送等で提出
(添付書類と一緒に提出してください)

または

②インターネットで送信
(詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください)

○申告書「控用」の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

表1 税目および期限

税目	提出期限と納付期限
所得税および復興特別所得税	平成29年3月15日(水)
贈与税	平成29年3月15日(水)
個人の消費税および地方消費税	平成29年3月31日(金)

申告書作成会場の開設日程

次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますのでご利用ください。

表2 税理士による無料申告相談 日程および会場

期間	会場	所在地	相談時間
2月1日(水)～6日(月) ※土・日曜を除く。	高輪区民センター 集会室	高輪1-16-25	午前9時30分～正午 午後1時～4時 (受け付けはそれぞれ 30分前まで)
2月7日(火)～10日(金)	芝浦港南区民センター 第1・2集会室	芝浦4-13-1	
2月13日(月)～15日(水)	白金台いきいき プラザ集会室B	白金台4-8-5	午前9時15分～正午 午後1時～4時30分 (受け付けはそれぞれ 30分前まで)
2月1日(水)～15日(水) ※土・日曜、祝日を除く。	麻布税務署 別棟会議室	西麻布3-3-5	

- 小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式等の譲渡所得がある場合を除く)。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類)の写し等をご持参ください。なお、医療費控除を受ける場合は、あらかじめ領収証を集計してお持ちください。

所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の申告書作成会場を、次のとおり開設します。

表3 税務署での申告書作成 日程および会場

期間	会場	所在地	相談時間
2月16日(木)～ 3月15日(水)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	受付 午前8時30分から (提出は午後5時まで) 相談 午前9時15分～ 午後5時
2月16日(木)～ 3月15日(水)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布3-3-5	

※土・日曜を除く。
ただし、2月19・26日(日)は東京国税局1階において相談・受け付けを行います。

- 会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。



日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

確定申告において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」という)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類および送金関係書類を確定申告書に添付し、または確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、

給与等もしくは公的年金等の源泉徴収または給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、または提示したこれらの書類については、確定申告書に添付または提示を要しないこととされています。

○「親族関係書類」とは、次の(1)または(2)のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- (1) 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- (2) 例えば、外国政府または外国の地方公共団体が発行した戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等

○「送金関係書類」とは、居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。例えば、次のような書類が該当します。

- (1) 外国送金依頼書の控え
- (2) クレジットカードの利用明細書

問い合わせ

芝 税務署
〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551

麻布税務署
〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591

国税庁ホームページもご覧ください

国税庁 検索



☎電話予約のかけ間違いにご注意ください。